

第76号議案

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年10月25日

品川区長 濱 野 健

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「付則第3項」を「付則第4項」に改める。

付則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(食事の提供の経過措置)」を付し、同項中「者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、付則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）および第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条

の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。) により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、家庭的保育事業における食事の提供に係る経過措置を延長する必要がある。